

○庄原市乳幼児等医療費支給条例

平成17年3月31日条例第120号

改正

平成18年9月29日条例第51号

平成21年1月22日条例第1号

平成26年3月7日条例第6号

平成27年3月3日条例第5号

庄原市乳幼児等医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児及び児童（以下「乳幼児等」という。）を養育している者に当該乳幼児等の医療に要する費用の一部を支給し、疾病の早期発見と治療を促進することにより、乳幼児等の健やかな育成を図るため、当該医療費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「乳幼児等」とは、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。

(3) 「乳幼児等を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児等を監護し、かつ、その生計を維持する者

2 前項第3号アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児等は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 この条例において「父」とは、母が乳幼児等を懐胎した当時、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(受給資格)

第 3 条 この条例により乳幼児等医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有する乳幼児等（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、市外へ住所を有することとなった者を含む。）を養育し、当該乳幼児等が国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格者としない。

（1）乳幼児等が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けているとき。

（2）乳幼児等が国民健康保険法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、市内に住所を有することとなったとき。

（所得制限）

第 3 条 の 2 前条の規定にかかわらず、乳幼児等が出生した日又はそれぞれ1歳から15歳に達する日の属する年において、乳幼児等を療育している者の前年の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあっては、前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、受給資格者としない。ただし、震災、風水害、火災、落雷、その他これらに類する災害を受けるなど乳幼児等を養育している者に特別な事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の算定方法は、規則で定める。

（受給資格の認定）

第 4 条 医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ受給資格について市長の認定を受けなければならない。

（給付の額）

第 5 条 市長は、受給資格を有する乳幼児等（以下「対象乳幼児等」という。）に国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、前条の規定により認定した受給資格者（以下「受給者」という。）にその満たない額から次の各号に定める額を控除した額を支給する。

（1）国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、国又は地方公共団体

が負担する医療に関する給付相当額

(2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額

(3) 第6条の規定による一部負担金相当額

2 前項に定める医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(一部負担金)

第6条 受給者は、乳幼児等が健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき500円（国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。）を、一部負担金として支払うものとする。ただし、乳幼児等が保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 受給者は、乳幼児等が同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払いを、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行ったときは、前項の規定にかかわらず、前項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療を受ける際、支払うことを要しない。

(1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14回

(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

3 受給者は、乳幼児等が柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払いを4回行ったときは、その月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(支給の方法)

第7条 医療費の支給は、受給者の請求に基づいて行う。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、対象乳幼児等が保険医療機関等について医療又は指定訪問看護

護を受けたときは、受給者に支給すべき医療費の限度において、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、受給者に代わって支払うことができる。

3 前項に定める支払があったときは、受給者に医療費の支給があったものとみなす。

(支給の制限等)

第8条 市長は、受給者が対象乳幼児等の疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち医療費の支給に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において医療費支給額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 医療費の支給を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の庄原市乳幼児医療費支給条例（昭和48年庄原市条例第30号）、西城町乳幼児医療費支給条例（昭和48年西城町条例第35号）、東城町乳幼児医療費支給条例（昭和48年東城町条例第34号）、口和町乳幼児医療費支給条例（昭和48年口和町条例第22号）、乳幼児医療費支給条例（昭和48年高野町条例第20号）、比和町乳幼児医療費支給条例（昭和48年比和町条例第24号）又は総領町乳幼児医療費支給条例（昭和48年総領町条例第37号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、医療を受けた医療費の支給については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年9月29日条例第51号）

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成18年10月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行す

る。

(経過措置)

- 2 この条例中第1条による改正後の庄原市乳幼児医療費支給条例の規定は平成18年10月1日以後に行う医療について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。
- 3 この条例中第2条による改正後の庄原市乳幼児等医療費支給条例(以下「改正後の条例」という。)規定は、平成19年4月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。
- 4 平成19年4月1日から平成20年7月31日までの間における改正後の条例第6条の規定の適用については、同条中「500円」とあるのは「250円」と読み替えるものとする。

附 則 (平成21年1月22日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月7日条例第6号)

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。